

<p>公安委員会</p> <p>説明資料No. 1</p>	<p>警察庁組織令の一部を 改正する政令案等について</p>	<p>平成30年3月15日</p> <p>総務課 人 事 課</p>
<p>1 警察庁組織令の一部改正</p> <p>(1) 長官官房に政策立案総括審議官を設置する。(第2条関係)</p> <p>(2) 長官官房審議官(東京オリンピック・パラリンピック担当)を1人増員する。(第3条関係)</p> <p>(3) 生活安全局生活安全企画課、少年課及び情報技術犯罪対策課の所掌事務を改める。(第15条、第17条及び第19条関係)</p> <p>(4) その他所要の規定を整備する。</p> <p>2 警察法施行規則の一部改正</p> <p>(1) 犯罪収益情報官(組織犯罪対策企画課)を設置する。(第32条関係)</p> <p>(2) 東京オリンピック・パラリンピック交通対策室(交通規制課)を設置する。(第42条関係)</p> <p>(3) 公安対策企画官(公安課)を設置する。(第48条関係)</p> <p>(4) その他所要の規定を整備する。</p> <p>3 警察庁の定員に関する規則の一部改正</p> <p>平成30年度における増員等に伴い、警察庁の各内部部局別、各附属機関別及び地方機関の定員を改正する。</p> <p>4 今後の予定</p> <p>○ 閣議(1について) 3月20日(火) (「準備のため」で付議)</p> <p>○ 施行 4月1日(日)</p>		

1 改正の趣旨

- 平成29年7月、警察庁で開催した「犯罪被害給付制度に関する有識者検討会」において、犯罪被害給付制度の在り方について提言を取りまとめ。
【別紙1】
- 同提言を踏まえ、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令」等の改正を行うもの。

2 改正案の主な内容

(1) 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令案【別紙2】

ア 遺族給付金の算定に用いられる倍数の見直し（第6条）

遺族給付金の算定に用いられる「倍数」について、生計維持関係遺族※に8歳未満の遺児が含まれる場合は、当該遺児の年齢及び人数も勘案した「倍数」となるよう改める。

※ 犯罪行為時、犯罪被害者の収入によって生計の全部又は一部を維持されていた妻、60歳以上の夫、18歳未満の子・孫・兄弟姉妹等をいう。

イ 重傷病給付金の給付期間の延長等（第7条及び第11条）

重傷病給付金の給付期間について、現在、犯罪行為により負傷又は疾病が生じた日から起算して「1年」とされているところ、「3年」に延長する。

ウ 仮給付金の額の制限の見直し（第16条）

速やかに裁定できない事情があるときに支給できる仮給付金の額について、現在、支給決定時点で認定可能な犯罪被害者等給付金相当額の「3分の1」が上限とされているところ、この上限を当該犯罪被害者等給付金相当額に改める。

(2) 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則案等【別紙3及び4】

ア 親族間犯罪における減額・不支給事由の見直し

(7) 段階的支給額設定の簡素化

諸々の事情の有無を段階的に認定することによって支給額を決定する現行の仕組みを簡素化し、単に、犯罪行為時、親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合等には、当該親族関係を理由とした支給制限を行わないこととする。

(4) 18歳未満の者に対する給付の特例

犯罪行為時18歳未満であった者が犯罪被害者等給付金を受給する立場にあるときは、その者と加害者との間の親族関係を理由とした支給制限を行わないこと等とする。

(5) 親族の区分類型の合理化

四親等以上の親族関係については、親族関係を理由とした支給制限を行う類型から外すこと等とする。

イ 申請書類等の整備

3 意見公募手続の実施結果

上記2(2)について、平成30年1月22日から同年2月20日までの間、意見公募手続を実施したところ、3件の意見が寄せられた。寄せられた意見及びこれに対する警察庁の考え方は【別紙5】のとおり。

4 今後の予定

閣議（政令案について）3月23日（金）（「準備のため」で付議）
施行（政令案及び規則案について）4月1日（日）

1 警察官の職務に協力援助した者の災害給付制度

一般人が警察官の職務に協力援助し、そのために災害（負傷、疾病、障害又は死亡）を受けた場合に、被災者及びその家族の生活の安定を図るため、国又は都道府県が療養その他の給付を行うもの。

2 改正の内容

(1) 給付基礎額の改定（第5条第2項関係）

一般職の職員の給与に関する法律の改正により、公安職俸給表（一）の俸給月額が改定されたことに伴い、次のとおり給付基礎額の上限額を改定する。

給付基礎額の上限額 【現行】14,100円 → 【改正後】14,200円

(2) 介護給付の金額の改定（第7条の2第2項関係）

国家公務員災害補償法に基づく介護補償の月額が人事院の運用通達の改正により引き上げられることに対応して、次のとおり介護給付の月額を改定する。

ア 常時介護を要する場合（障害の程度が重い場合）	【現行】		【改定後】
・ 実費補填の限度額	105,110円	→	105,290円
・ 親族介護の場合の定額	57,110円	→	57,190円
イ 随時介護を要する場合（障害の程度が軽い場合）	【現行】		【改定後】
・ 実費補填の限度額	52,570円	→	52,650円
・ 親族介護の場合の定額	28,560円	→	28,600円

3 施行期日

平成30年4月1日（日）

4 今後の予定

閣議 3月23日（金）

1 概要

平成30年3月2日に、兵庫県公安委員会から次の暴力団に係る指定暴力団としての指定についての確認請求書を受理。審査専門委員の意見聴取を経て、指定の要件に該当する旨の確認を行うもの。

任侠山口組（主たる事務所：兵庫県、代表する者：金^{きん} 禎^{よしのり} 紀、構成員：約460人）

2 指定の要件に該当すると認める理由

(1) 実質目的要件（暴力団対策法第3条第1号）該当性

以下を踏まえ、任侠山口組は、資金獲得活動のため、団体の威力をその暴力団員に利用させ、又は利用することを容認することを実質上の目的とするものと認められる。

ア 威力を利用した資金獲得活動

結成表明（平成29年4月30日）以降、同団体の暴力団員は、同団体の威力を利用した資金獲得活動にともなう傷害等により検挙され、又は暴力的要求行為により中止命令を受けている。

また、神戸山口組の前回指定の効力発生日以降、結成表明までの間に、同団体の威力を利用した資金獲得活動にともなう恐喝等により検挙され、又は暴力的要求行為により中止命令を受けている。

イ 審査専門委員の意見

いずれの審査専門委員からも、同団体が実質目的要件を満たす旨の意見が提出された。

(2) 犯罪経歴保有者要件（同条第2号）該当性

任侠山口組の幹部の数に占める犯罪経歴保有者数の比率が暴力団対策法施行令で定める比率を超えている。

(3) 階層組織性要件（同条第3号）該当性

任侠山口組は、代表する者の統制の下、運営を支配する地位の階層、指示又は命令できる地位の階層及びその他の地位の階層を有し、階層的に構成されている団体である。

公安委員会	平成30年度国家公安委員会・警察庁	平成30年3月15日
説明資料No. 5	交通安全業務計画（案）について	交通企画課

1 交通安全業務計画の作成

(1) 作成の根拠

交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第24条の規定により、指定行政機関（国家公安委員会、警察庁ほか14機関）の長が、交通安全基本計画に基づき、その所掌事務に関し、毎年度、

- ① 交通の安全に関し、指定行政機関が講ずべき施策
- ② 都道府県等が講ずべき施策に関する計画の作成の基準となるべき事項について定めるもの。

(2) 報告及び通知

指定行政機関の長は、作成した交通安全業務計画について内閣総理大臣に報告するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

2 平成29年度交通安全業務計画からの主な変更点

(1) オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を見据えた対応

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、これに係る項目を新設し、各種交通対策の準備や外国人に対する交通ルールの周知を推進する旨を記載した。

（P13 第2章 第1 12、P27 第2章 第3 2（5））

(2) 「あおり運転」対策の強化

社会的関心が高まっている状況を踏まえ、「あおり運転」に係る行政処分や取締りを推進する旨を記載した。

（P26 第2章 第3 2（4）、P31 第2章 第4 1（1）ア）

(3) 携帯電話使用等違反の取締り強化

近年、携帯電話やスマートフォン画像を注視していたことに起因する交通事故が増加傾向にあることから、項目を新設し、携帯電話使用等違反の強力な取締りの推進を記載した。（P32 第2章 第4 1（4））

(4) 二次的交通事故防止対策の推進

高速道路において停車中の車両から降車した者や車内にとどまった運転者等が被害に遭う事故が後を絶たないことから、項目を新設し、事故防止対策の推進を記載した。（P37 第2章 第5 1（7））

(5) その他

その他情勢の変化等に応じて所要の修正を行った。

公安委員会
説明資料No. 6

平成30年度会計監査実施計画
について

平成30年3月15日
会計課

(略)

警察官等が警備出動の際に着用する出動服に関しては、「警備出動に従事する警察官等の服制に関する告示」（平成27年警察庁告示第2号）において仕様や着用条件等が規定されているが、以下のとおり同告示の一部を改正する。

1 改正理由

警察官の服制に関する規則（昭和31年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第7条の規定に基づき、警察庁告示において、警備出動に従事する警察官等が着用する被服、装備品及びこれらのデザイン等が定められている。

警備出動に従事する警察官等が着用することとされている出動服は、規則制定当時、別途定められて以降、大幅なデザイン変更はなされていなかったところ、2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、機能性を高めるほか、国際的にも日本警察としての視認性を高めるデザインに変更すること等を内容とする改正を行う必要がある。

2 改正概要

- (1) 通気性及びストレッチ性の高い素材に変更し、活動がしやすい出動服に改良する。
- (2) 胸ポケットの側面にファスナーを付けることにより機能性を高める。
- (3) 日本警察の国際的な視認性を高めるため、「POLICE」の文字を上衣背面に表記する。

3 その他

女性隊員の増加に伴い、女性用サイズを取り入れて配備することとした。

4 施行期日

平成30年4月1日

<p>公安委員会 説明資料No. 8</p>	<p>平成29年におけるストーカー事案及び 配偶者からの暴力事案等への対応状況について</p>	<p>平成30年3月15日 生活安全企画課 捜査第一課</p>
<p>1 ストーカー事案への対応状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 相談等件数は、平成24年以降高水準で推移しており、29年は2万3,079件とストーカー規制法施行後最多。 ○ 被害者と加害者の関係は、配偶者及び交際相手が約半数であり、面識なし及び行為者不明が約15%。 ○ ストーカー規制法に基づく警告は、平成24年以降増加していたところ、29年は3,265件（前年比-297件）と減少。禁止命令等は、緩やかな増加傾向にあったところ、29年は662件（前年比+489件）と急増し、法施行後最多。うち改正ストーカー規制法の施行（H29.6.14）後の禁止命令等は583件。 ○ ストーカー規制法違反の検挙は、平成24年以降増加しており、29年は926件（前年比+157件）と法施行後最多。うち改正ストーカー規制法の施行（H29.1.3）後に新たに規制対象行為となった「うろつき」による検挙は53件、「SNSメッセージの連続送信等」による検挙は94件。一方、ストーカー事案に関連する刑法犯・他の特別法犯の検挙は、平成24年以降高水準で推移していたところ、29年は1,699件（前年比-220件）と減少。 <p>2 配偶者からの暴力事案等への対応状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 相談等件数は、継続して増加しており、平成29年は7万2,455件とDV防止法施行後最多。 ○ 保護命令違反の検挙は80件と平成27年以降減少。一方、配偶者からの暴力事案等に関連する刑法犯・他の特別法犯の検挙は8,342件であり、継続して増加。 <p>3 私事性的画像に係る事案への対応状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 相談等件数は1,243件とほぼ横ばい。 ○ 被害者と加害者の関係は、交際相手（元交際相手を含む。）が約62%であり、ネット関係のみの知人友人が約13%。 ○ 私事性的画像被害防止法違反の検挙は57件、私事性的画像に係る事案に関連する刑法犯・他の特別法犯の検挙は226件とほぼ横ばい。 <p>4 今後の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 人身安全関連事案対処能力の一層の向上 ○ 改正ストーカー規制法の効果的な運用 ○ 他機関における対応の促進 		